

指定介護老人福祉施設「ユニこもれびの家」利用料金表

- * 要介護度、負担区分、負担割合に応じてご負担が異なり、居住費、食費も負担段階別に金額が異なります。
- * 要介護度の変更や制度改定等により、介護サービス費のご負担額が変更となる場合がございます。

◇介護サービス費 (負担割合証 2 割負担)

平成30年4月1日 更新

項目 要介護度	介護サービス費①	居住費② (実費※1)	食費③ (実費※1)	負担合計額 / 1ヶ月 (30日) ①+②+③			
				第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護 1	1,272円	「第1段階」 820円	300円	71,760円 (2,392円/日)	74,460円 (2,482円/日)	96,960円 (3,232円/日)	138,660円 (4,622円/日)
要介護 2	1,406円			「第2段階」 820円	390円	75,780円 (2,526円/日)	78,480円 (2,616円/日)
要介護 3	1,552円	「第3段階」 1,310円	650円			80,160円 (2,672円/日)	82,860円 (2,762円/日)
要介護 4	1,686円			「第4段階」 1,970円	1,380円	84,180円 (2,806円/日)	86,880円 (2,896円/日)
要介護 5	1,820円					88,200円 (2,940円/日)	104,400円 (3,480円/日)

- * 居住費・食費のご利用負担額は、以下の基準にて軽減される制度がございますので、未申請の方は介護保険担当市町の窓口にて介護保険負担限度額認定の手続きをお願い致します。

◇介護保険負担限度額認定について

各段階	課税区分	主な該当要件
第1段階	市町村民税 非課税世帯	老齢福祉年金、生活保護費を受給されている方
第2段階	市町村民税 非課税世帯	世帯全員が住民税非課税で、年金等の年間収入合計が80万円以下の方。
第3段階	市町村民税 非課税世帯	世帯全員が住民税非課税で、年金等の年間収入合計が80万円以上で、3段階の上限額内に該当する方。
第4段階	市町村民税 課税世帯	住民税課税世帯で、上記、1~3段階の該当条件以外の方。

- * 預貯金や資産等が一定額以上（単身1,000万円、夫婦2,000万円）の方や、世帯等によっては対象外となる場合がございます。詳細な該当要件や認定は、介護保険担当市町の窓口へお問い合わせ頂きますようお願い致します。

◇加算項目

- * 要介護度、負担段階、負担割合などに関わらず、適用要件を満たしている加算はご負担を頂いております。尚、加算適用要件や制度改定等により、加算項目や料金が変更いたしますので予めご了承下さい。

加算項目	加算料金	加算概要
サービス提供体制強化加算 (I)	24円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上配置した場合加算されます。
夜勤職員配置加算	36円/日	夜勤職員を必要数より1名以上、上回り配置した場合加算されます。
外泊時費用	492円/日	入院・外泊した場合、1月に6日間を限度として所定単位数に代えて算定されます。
初期加算	60円/日	入居日から30日間の期間加算されます。
栄養マネジメント加算	28円/日	管理栄養士を1名以上配置し、入居者の栄養状態に応じて多職種協働により栄養ケアマネジメントが行われた場合に加算されます。
口腔衛生管理体制加算	60円/月	定期的に歯科医師等により介護職員へ口腔ケアに関する指導や助言を受け、口腔ケアマネジメント計画を作成し実施した場合に加算されます。

療養食加算	12円／毎食	主治医より指示を受け栄養士管理の下、療養食を提供した場合加算されます。毎食12円。朝・昼・夕のご提供で36円／日となります。
個別機能訓練加算	24円／日	個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練した場合加算されます。
看護体制加算（Ⅰ）	8円／日	看護師を1名以上配置した場合加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	240円／日	若年性認知症入所者に対して、個別の担当者を定めてサービス提供を行った場合加算されます。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		サービス利用料と加算の合計に8.3%（定められた加算率）が加わり、2割ご負担となります。
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		サービス利用料と加算の合計に6.0%（定められた加算率）が加わり、2割ご負担となります。

*上記、換算項目は、定められた要件を満たした場合に加算されます。

*現在、未申請の加算も記載しておりますので、詳細はご入居前、お申込みの際に担当者よりご説明いたします。

◇介護サービス費以外の料金

介護保険給付の対象とならないサービスで、ご利用料金の全額がご契約者の負担となります。

項目	概要	利用料金
特別な食事	ご契約者の希望に基づいて特別な食事を提供します。	実費負担
理容・美容	理容師及び美容師の出張による理美容サービスがご利用出来ます。	
レクリエーションクラブ活動	ご契約者の希望によりクラブ活動等に参加して頂くことが出来ます。	
貴重品の管理	貴重品管理サービスをご利用頂けます。 *管理する金銭の形態は、当施設の指定金融機関の口座通帳と通帳印鑑、有価証券、年金証書、各種医療保険者証等（現金管理については適宜個別にご相談をさせていただきます）	50円／日
<p>*排泄用品：おむつ代は介護サービス費対象となりますので、ご負担額はありません。 *病院受診時の医療費、お薬代、日常生活用品や嗜好品の購入。理容代、毎月の介護保険料等については別途、自己負担となります。</p>		

◇高額介護サービス費について

*居住費・食費を除く、介護サービス費のご負担額が上限額を超えた場合に、差額が支給となる制度がございます。支給には、担当の各保険者へ手続きが必要となり、世帯や収入等による支給要件がございます。

詳しくは、担当の市町（保険者）窓口へお問い合わせください。

所得の区分	利用者負担上限額
第1段階に該当の方	15,000円
第2段階に該当の方	15,000円
第3段階に該当の方	24,600円
第4段階に該当の方	37,200円
第5段階に該当の方	44,400円

◇利用料金のお支払い方法

*当施設のご利用料金は1ヶ月毎に計算をして、ご請求しております。ご請求内容をご確認いただき、翌月15日頃までに、以下のかたちでお支払をお願いしております。

（月の途中よりご利用頂いた場合の利用料金は、日数に基づき計算します。）

- ア、 当施設の指定金融機関口座からの自動引き落とし
指定金融機関 JAバンクそらち南 ・ ゆうちょ銀行
- イ、 当施設窓口での現金支払い（8：30～17：30迄）

す。

ます。